

平成30年度富山県県土美化推進運動実施要領

1 趣旨

富山県県土美化推進運動要綱に基づき、平成30年度の県土美化推進運動を次のとおり実施する。

2 主唱

富山県、市町村及び富山県県土美化推進県民会議

3 推進標語

「すすめよう ごみのない美しいまちづくり」

4 主要運動及び推進期間

(1) まちやむらを美しくする運動

平成30年4月1日～5月31日

特に4月1日から7日までを「県土美化強調週間」とし、5月30日を「ごみゼロの日」とする。

(2) 川をきれいにする運動

平成30年6月1日～6月30日、9月1日～9月30日

特に6月3日を「県土美化の日」とする。

(3) 山や海岸をきれいにする運動

平成30年7月1日～8月31日

特に7月1日を「海岸美化の日」とし、8月5日を「自然公園クリーンデー」とする。

(4) 空カンゼロ運動

平成30年9月1日～9月30日

特に9月16日を「空カンゼロの日」とする。

5 実施事業

(1) 県の事業

本運動の総合企画及び全県的な推進を図るため、次の事業を実施する。

ア 広報啓発活動の推進

- ・ 県民に対し、本運動の趣旨を啓発し、美化意識の高揚を図る。
- ・ 美化意識の高揚を図るため、小・中学生からポスターの募集を行い、優秀作品の展示を行う。
- ・ 環境に対する認識を一層深め、環境保全行動の実践の定着・拡大を図る啓発用資材を整備する。
- ・ 市町村や報道機関の協力を得て、県土美化意識の普及啓発に努める。
- ・ 地域団体や企業等に清掃活動を呼びかけ、その活動の情報をホームページで発信し、県内各地での取組みの拡大を図る。

新

- ・ 本県で開催される3R推進全国大会（10月）において、レジ袋無料配布廃止や「とやまエコ・ストア制度」などの取組みを県内外へアピールする。

イ 清掃美化活動の推進

新

- ・ 3R推進全国大会の開催前に県内全域の海岸の一斉清掃活動を行うことや、ねんりんピック富山2018（11月）の開催前にイベント会場等（富山駅周辺）で清掃活動を行うことにより、全国から集まる参加者を気持ちよくお迎えできるようにするとともに、県民の県土美化意識の高揚につなげる。

- ④ 新 ・ 無料ごみ拾いアプリを活用し、ごみ拾い写真の投稿を呼びかけることにより、自主的な清掃活動の促進を図る。
- ④ 新 ・ 無料ごみ拾いアプリにより投稿された県内の清掃活動を見える化したWEBサイトを開設し、清掃活動の実施状況を分かりやすく紹介することで、参加者数増加や清掃活動の活性化・ネットワーク化を図る。
- ・ 地域の清掃美化活動に貢献し、他の模範となる個人や団体を県土美化推進功労者として表彰し、その功績を称える。
- ・ 快適でうるおいのある海岸環境を創出するため、6月1日から9月30日までを県民大運動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」の期間とし、沿岸市町及びその上流エリア・関係団体等と連携して、流域一体となった清掃美化活動を行う。
- ・ 県職員が率先して県土美化推進運動に取り組む姿勢を示すため、全職員による庁舎周辺地区の清掃美化活動を行う。

ウ 再資源化の促進

- ・ 容器包装廃棄物の再資源化の促進のため、事業者及び市町村と連携協力し、スーパーマーケット等における拠点回収及び住民団体の集団回収による容器包装廃棄物の分別収集の促進を図る。
- ④ 新 ・ 使用済小型家電の再資源化の促進のため、とやまエコ・ストアを活用した小型家電の回収をモデル的に行う。

エ 廃棄物不法投棄の監視、指導

- ・ 専従の産業廃棄物監視指導員による不法投棄の監視パトロールを行うとともに、富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会を通じて市町村、関係団体と連携協力し、不法投棄の防止及び原状回復に努める。

オ ごみ減量化の推進

- ・ 県民と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」をより一層推進するため、引き続き本制度の普及・拡大を図るとともに、取組み実績等の効果的なPR等を実施する。
- ④ 新 ・ また、コンビニエンスストアと連携したマイバック持参を促進する。

カ 海岸漂着物等対策の推進

- ・ 海岸管理者、関係機関、団体等と連携し、海岸漂着物の回収・処理を実施するとともに、親子等を対象とした海岸清掃体験バスツアーを実施する。
- ④ 新 ・ 河川周辺での廃棄物の適正管理・処理を呼びかけるとともに、不法投棄の多い河川敷等において市町村・住民と連携して「重点パトロール」を実施する。
- ・ (公財) 環日本海環境協力センターと連携して、漂着物の調査活動、発生抑制対策に関する学習会を実施するほか、漂着物アート展の開催等を通じて、県民の漂着物に関する理解促進や海岸美化意識の高揚を図る。

(2) 市町村の事業

地域の実情に即した実施計画を策定し、本運動を推進するとともに、次の事業を実施する。

ア 広報啓発活動の推進

- ・ 広報紙等により、地域住民に対して本運動の趣旨の徹底を図る。
- ・ 観光地、河川、海岸等公共の場所をきれいにしよう、看板、ポスターの掲示等を行い、モラルの高揚に努める。

イ 清掃美化活動の推進

- ・ 本運動に対する理解を深めるため、自治会、関係団体等に対する説明会を開催し、清掃美化活動への積極的な参加、住居周辺の清掃、花や緑の植栽等についての協力を求めるとともに、廃棄物の収集、処分方法等の周知を図る。

- ・ 地域住民、企業、各種団体の協力を得て、「県土美化の日」等の統一行動日に一斉清掃を行うなど地域の公園、道路、河川、海岸等の環境美化に努める。
- ウ アダプト・プログラム事業の推進
- ・ 海岸や公園等において、地域住民等が主体となった継続的な活動が期待できるアダプト・プログラム事業を推進し、行政と地域住民との協働体制づくりを進める。
- エ 再資源化の促進
- ・ ごみの再資源化を促進するため、分別収集の徹底や再資源化体制の整備を図る。
- オ 廃棄物不法投棄防止の監視、指導
- ・ 関係者と協力して地域のパトロールを行い、不法投棄の防止及び原因者に対する指導を行う。

(3) 富山県県土美化推進県民会議の事業

構成団体の密接な連携のもとに本運動を総合的に推進するため、次の事業を実施する。

- ア 広報啓発活動の推進
- ・ 広く県民に県土美化意識の啓発を図るため、各団体の状況に応じて、清掃美化活動などの情報提供や広報に努める。
 - ・ 環境美化モラルの高揚を図るため、環境月間ポスターコンクールなど環境保全活動への積極的な参加を呼びかける。
- イ 清掃美化活動の推進
- ・ 構成団体が個別に実施する活動の相互支援、協力等県民総ぐるみの運動を展開する。
 - ・ 地域の清掃美化活動に貢献し、他の模範となる個人や団体を県土美化推進功労者として表彰し、その功績を称える。

(4) 管理者の協力

道路、河川、海岸等の管理者は、自ら適正な維持管理に努めるとともに、本運動の推進に積極的に協力する。